

＜催行決定の基準＞

本プランは集客人数が最少催行人員＊に達した場合（サイトページ内に表示されている人数）で催行（実施）いたします。

集客人数が催行人員に満たない場合は、ツアーを中止させて頂く場合がございます。その際、弊社より別途書面または電子メール、お電話にてご連絡いたします。予めご了承のうえお申込みください。

■ツアー中止時は、お客様からお預かりしている旅行代金全額を返金させていただきます。

* 最少催行人員

最少催行人員とは募集型企画旅行を実施する場合の最低必要とする参加人数のことで、予約者数がこれに達しない場合は、企画実施会社は催行の中止の判断が出来る解除権の事です。（標準旅行業約款第 17 条 5。当該企画実施団体国内募集型企画旅行旅行条件書・15 条当社の解除権 2.⑤）

上記は弊社が他社企画商品等の受託取扱商品の代理販売においても同様となり、企画実施元が定めている最少催行人員、旅行条件書及びその他規定に準じます。